



文部科学省  
国立教育政策研究所  
National Institute for Educational Policy Research

※最新版を、<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf20.pdf> から、直接にダウンロードできます。

# 生徒指導リーフ

*Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!*

アンケート・教育相談を  
いじめ「発見」につなげる

*Leaf.20*

生徒指導・進路指導研究センター

# アンケートで実態把握、面談でパイプ

いじめというデリケートな問題の場合、実態の正確な把握や取組評価のアンケートには、記名式ではなく無記名式（匿名性が保障される形）が理想的（生徒指導リーフ4「いじめアンケート」）であることは、繰り返すまでもありません。

その一方で、『無記名のアンケートでは、被害を受けたとする回答があっても誰なのかが分からない』『アンケートは、記名式で実施しなければ「早期発見」の役に立たない』との声が根強いのも事実です。

しかし、記名式では正直に答えない可能性が高い上、年に数回という間隔で実施されるアンケートで「早期」に発見できる可能性は低いのです。被害を受けた児童生徒やそれを察知した児童生徒からの相談や報告が増えるよう、全ての児童生徒と個人面談を実施し、パイプづくりを進めることを考えましょう。

- ◆アンケートや心理検査等を実施する場合、被害者に素直に回答してもらうためには、無記名式（匿名性の高い方法）が有効であることを再確認する。
- ◆無記名式アンケートだけで終わるのではなく、児童生徒全員を相手に個人面談を実施し、早い段階での相談や報告が増えるような関係をつくる。

## アンケートや教育相談は、「早期発見」のため？

定期的なアンケートや教育相談を、いじめの「早期発見」につなげることは可能です。しかし、直接に発見することを主たる目的、と考えるには無理があります。

### 定期的なアンケートや教育相談だけで「早期発見」は無理

定期的なアンケートや教育相談の機会に、いじめの被害者や加害者がいじめについて正直に答えたり相談したりするとは限りません。実際、無記名式のアンケートにいじめ被害の訴えがあったので、被害者を特定するために、再度、記名式で実施したら、今度は回答が返ってこなかった、という例があります。

にもかかわらず、記名式のアンケートや心理検査等を盲信し、「回答がなかったから、いじめは<sup>ゼロ</sup>0」、「アンケートで対応できたから、早期発見になった」という思い込みもあるようです。しかし、それらは、回答をためらったり、アンケート等の実施後に被害を受けたり、アンケート等が実施されるまでの被害期間が長かったりする児童生徒の存在に、思いが至っていません。実際、いじめ発見率95%と宣伝していた心理検査を盲信し、自殺未遂を防げなかった例もあります。

「暴力を伴わないいじめ」という、大人の間からは「見えにくい」いじめの場合、いつ、誰が被害者になってもおかしくないと考えべきです。\*「定期的な記名式アンケート等に大きく依存した早期発見体制」は見直すことが必要です。

\*生徒指導リーフ7「いじめの理解」等を参照

## 無記名アンケートを、「発見」や「防止」につなげる

アンケート結果を踏まえ、全員を対象とした個人面談を行う、児童生徒に問題を投げ返す等、教職員の本気度を伝えることで、自発的な報告や相談、抑止につなげましょう。

### 全員を対象にした個人面談の実施

まずは、無記名式アンケートを実施します。場合によっては、いじめの有無について尋ねる必要すらありません。悩んでいることがないか（勉強のこと、友人のこと、教師のこと、家族のこと、等）を、ある・なしで答えさせる程度でも構いません。なぜなら、その後に全ての児童生徒と個人面談を行うのであれば、その時に詳しく尋ねればよいからです。

児童生徒の全員が学級担任やスクールカウンセラー等と直接に話ができる個人面談という機会は、記名式のアンケート等で根掘り葉掘り尋ねるのと比べ、はるかに安心感を与えられる方法であると言えます。年度の早い時期に行うとよいでしょう。

面談では、悩み事などを中心に、最近の様子を聞きましょう。いじめの被害者や加害者の発見よりも、大人に聞いてほしいこと、伝えたいことがないかを大切にします。そして、今でなくとも構わないので、話したくなったらいつでも、相談に来てよいことを伝えます。また、その相手も、学級担任やスクールカウンセラーに限らないこと、校長先生や部活の顧問、電話相談などの方法もあることを伝えます。



イラスト：わたなべふみ

### 児童生徒に投げ返してみる

学期末等に行われる取組評価アンケート（無記名式）の中に、いじめの訴えがあったような場合、緊急に全員対象の個人面談を実施することも考えられますが、児童生徒の年齢（精神年齢？）次第では、児童生徒に結果を投げ返すことも考えられます。

その際、単に結果を伝えるだけでなく、教職員が心配していることもしっかりと伝え、思い当たる節がある場合には、是非、大人に相談してほしいことを伝えます。この場合にも、相談相手は学級担任やスクールカウンセラー等だけでなく、電話相談等も利用できると伝えます。

ただし、どんな機会に、どんな形で投げ返せば、児童生徒の信頼を得ることができるのか（あるいは、失うのか）を慎重に判断してください。各学級担任から、というよりは、学年集会等を開く形の方が、教職員間の温度差による失敗を防ぎやすいでしょう。

#### ★定期的なアンケート等や教育相談を過信しない

年に数回のアンケートや教育相談の機会だけで「早期発見」が実現できるわけではありません。むしろ、それ以降の自発的な相談や報告を促すための場、大人たちは児童生徒の声に耳を傾け、真剣に受け止める気持ちがあることを伝える機会や場、と捉えましょう。それが、結果的に「早期発見」につながりますし、加害者には抑止効果になります。

◆定期的なアンケートや教育相談は、その時だけで終わりではない。それ以後の訴えや報告を促すための、パイプづくりや宣伝、抑止の機会と捉える。

## ★ワンポイント・アドバイス★

### 無記名アンケートに続く個人面談実施の心得

記名式のアンケートに正直に答えてくれたら、回答してきた児童生徒とだけ話をすれば済むので、効率的 — そんなふうを考えるのは、教職員の都合でしかありません。しかも、学級で一斉に回答するスタイルなのに、被害を訴えようとするやと延々と回答しなければならず、周りの目を気にしたらとても本当のことを書けないようなアンケートを、いまだに実施している学校もあります。それでは、児童生徒が何も答えなかったとしても当然でしょう。それどころか、そうしたアンケートを平気で実施する教職員に対する不信感を抱かせ、被害者だけでなく、目撃者さえもが、何の情報も提供しなくなる可能性を高めていることに気が付きましょう。

アンケート調査や面談が教職員の都合優先で実施されているのかどうかは、小学校の高学年にもなれば、簡単に察知します。事実、「先生は、私たちのことを心配しているわけじゃない。いじめが起きると自分たちが困るから、アンケートをしているだけだ。心配なのは自分たちのことだけ。その証拠に、“いじめの回答がなかった”と、単純に喜んでいる。そんな先生たちに、本当のことなど、怖くて話せない」… そんなふうにする児童生徒が、実際にいるのです。

面談の際には、間違ってもそれが「犯人探し」（被害者や加害者の特定）のために行っているものではないことを、強く自覚して臨んでください。あくまでも、何か困っていることや聞いて欲しいことがないかといった悩み事などを中心に、最近の様子を聞けばよいのです。その児童生徒個人には何の悩みもないようなら、最近のクラスの様子などに話を広げてもよいでしょう。特にいじめ等の情報が得られなくとも、よい雰囲気でも面談が終われば、それで十分です。

ただし、この先も、話したくなったらいつでも、相談に来てよいことを、忘れずに伝えます。また、その相手も、学級担任等に限らないこと、電話相談などの方法もあることを伝えます。何かあったときには、大人に相談すればよい結果が得られるかもしれないという気持ちにさせることこそが、全員を対象として実施する個人面談のポイントです。

もし、いじめや、場合によっては家庭での虐待、自傷行為等についての情報が得られた場合には、それが当事者からの情報であれ、目撃者からの情報であれ、情報提供者の名前が表に出るようなことはないと約束します。そして、然るべき手順に沿って対処します。

きちんとした形で全員を対象にした面談を行うことができれば、「いつ、誰が、チクった（大人に告げた）」かがわからなくなるので、児童生徒は安心して情報提供できるようになります。また、安易に加害行為をしている児童生徒には、「誰かからバレるかもしれない」という抑止効果になることが期待できます。

定期的なアンケートや教育相談の実施は、教職員の本気度が問われるものであることを、反対に本気度を児童生徒に知らしめるよい機会でもあることを、自覚して実施してください。

★当センターで作成した調査研究報告書等一覧：<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.htm>



文部科学省  
国立教育政策研究所  
National Institute for Educational Policy Research

編集 生徒指導・進路指導研究センター  
TEL 03-6733-6880  
FAX 03-6733-6967  
初版発行 平成27年11月